

《書評》

『現代国際法の潮流 I :

総論、法源・条約、機構・経済、海洋、南極・宇宙』

『現代国際法の潮流 II:人権、刑事、遵守・責任、武力紛争』

浅田正彦*・桐山孝信**・徳川信治***・西村智朗****・樋口一彦*****編著、
東信堂、2020年

越 智 萌†

I. はじめに

本書は、坂元茂樹・薬師寺公夫両教授の古稀を記念するものであり、両教授がこれまで研究・教育・実務の各視点から長年見つめてこられた国際法の様々なテーマに関する論考を集約した論文集である。両教授との関わりの深い研究者たちが各1論考を寄せ、全2巻・9部構成・52論考を編纂・収録した、全1000頁を超える文字通りの大著である。温かな両教授のお人柄とそのお2人の人的繋がりを見ながら育った関西の国際法の1研究者として、両教授への古希記念論文集と一緒に編纂されたことに心よりの祝意を申し上げたい。

ただし本書評では、1学術書としての本書に対する客観的な評価を試みることにしたい。また、本書評がアジア・日本研究を対象とする本誌に掲載されることから、本書に掲載された国際法に関する諸論考のうち、特に、アジア・日本に関連する部分についてコメントを付す。

II. 概要

1. 『現代国際法の潮流 I』

まず、「総論」と題された部では、岩沢雄司「現代国際法の変容とその意義」において国際法の近年の移り変わりについて複数の論点から論じられた上で、兼原敦子「個別化への対応としての国際法の一般化」、手塚崇聡「グローバル化社会における司法権の役割」、徳川信治「人権条約実施機関による国家との対話と国内実施」、西片聡哉「東欧におけるポピュリズム政権の台頭と『法の支配』」において、国際法における司法の機能や国家との関わり方に関する全体像が描かれる。

* 同志社大学法学部法律学科教授

** 大阪市立大学大学院法学研究科教授

*** 立命館大学法学部法学学科教授

**** 立命館大学大学院国際関係研究科教授

***** 琉球大学法文学部総合社会システム学科教授

† 立命館大学大学院国際関係研究科准教授

mtr19136@fc.ritsumei.ac.jp

「法源・条約」では、国際法の法源のうち、慣習国際法について、松井芳郎「動態のプロセスとしての慣習国際法」、山田卓平「慣習国際法の形成論」、条約法に関連して、中野徹也「条約法条約における『事情変更の原則』」、水島朋則「国際法上の刑事管轄権免除をめぐる条約法の問題について」において、個別の論点に関する知見が提示される。

「機構・経済」では、国際機構法に関する伝統的な諸問題に関して、窪誠「国連と『市民社会』」、黒神直純「国連における行政裁判所制度の確立」、植木俊哉「条約法と国際組織の相互作用に関する序論的考察」、近年の新たな諸問題に関して、加藤陽「国連安保理の制裁に対する人権適合的解釈」、佐俣紀仁「世界銀行のアカウントビリティの新局面」、河野真理子「国家安全保障を根拠とする対内直接投資の規制に関する一考察」が収録される。

「海洋」では、後に紹介するアジアの海に関する規律や日本の商業捕鯨に関連する諸論考のほか、石井由梨佳「排他的経済水域における石油及び燃油の瀬取りに対する沿岸国の管轄権」、吉原司「漁業資源管理における RFMOs の非締約国に対する取扱いについて」、森田章夫「捕獲私船と海賊行為」、本田悠介「現代海洋法における公海自由の原則の揺らぎ」といった近年の海の規律に関する重要課題に関して論じる。

「南極・宇宙」では、柴田明穂「南極の環境保護と日本」、高屋友里「宇宙資源の利用における国際法上の制約」といった、特殊地域に関する国際法の規律が議論される。

2. 『現代国際法の潮流 II』

「人権」では、前田直子「人権条約の実施における時間的管轄」といった人権法の総論に関する議論のほか、阿部浩己「人権法としての難民法」、山神進「難民の国際的保護」、桐山孝信「20 世紀前半期欧州の住民移動をめぐる国際法」、中坂恵美子「EU における『合法移民』に関する共通政策の進展」、戸田五郎「共通欧州庇護システム（CEAS）改革の動向」、北村泰三「難民認定における良心的兵役拒否をめぐる問題」といった、難民・移民をめぐる問題、小坂田裕子「先住民族の個人認定をめぐる国家、集団、個人の対立」、申恵丰「差別扇動の禁止と人権保護」、寺谷広司「強制失踪条約の現代的位相」といった、個別の人権の侵害に関する現代的問題が扱われる。

「刑事」では、稲角光恵「ジェノサイド条約の解釈と適用」、古谷修一「国際刑事裁判所における『同一人物・同一行為』基準の適用」、木原正樹「『共同犯罪実体（JCE）』概念の再検討」といった、国際刑事法の実体法および手続法に関する諸論点に関する議論のほか、中谷和弘「海賊に対する身代金の支払の法的評価」といった実践的な議論を収録する。

「遵守・責任」では、湯山智之「伝統的国家責任法における公債」、萬歳寛之「国際義務の違反認定における『国家責任法と条約法の交錯』」、西村弓「サイバー・セキュリティ事案における『相当の注意』義務」、山下朋子「外交的保護における個人の国籍の実効性」といった、責任法に関する諸論点に関する議論に加え、西村智朗「多数国間環境協定における遵守手続の到達点」、繁田泰宏「『環境損害』の賠償問題」といった環境法における順守や賠償の問題が議論される。

最後に、「武力紛争」では、川岸伸「慣習国際人道法の認定方法」といった一般の問題、黒崎将広「兵器システムの自律化と『不断の注意』義務」、浅田正彦「化学兵器の使用と国際法」といった兵器規制の問題、樋口一彦「国際人道法適用における反徒」、新井京「占領地域における人権条約の適用」といった法適用の問題が論じられる。

3. アジアの海をめぐる国際法に関する論考

「海洋」の部において、本書では多くの論考がアジアの海における国際法による規律について論じている。「南シナ海は、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、中国等の島嶼の領有権の主張と境界画定問題が錯綜しており、武力衝突が起きるなど紛争の海」であり、他方東シナ海は「日中間の係争海域」である（都留，2020：360-361）。

南シナ海に関し、加々美康彦「国連海洋法条約第121条3項をめぐる国家実行とその類型化」では、2016年に出された南シナ海仲裁（フィリピン対中国）の判断における海洋法、特に国連海洋法条約上の「島」と「岩」に関する解釈について、拡張解釈であり国家実行を検討していない等の理由から批判的な評価を行っている。

南シナ海に関しては他に、下山憲二「海洋の科学的調査制度が直面する新たな課題」において、2016年に米国海軍の調査船を中国海軍が捕獲した事件や、2019年の竹島周囲の領海における韓国の海洋調査といった、いずれも小型無人機器を使用した海洋調査の事例をうけ、こうした機器を国際法上どのように位置づけるべきか、沿岸国はどのような措置を講じられるかという、技術の発展に伴い新たに発生した現代的な問題を扱っている。

アジアの海の問題の中心にある中国との関係に関し、都留康子「海洋境界画定前の共同開発交渉の意義は何か」では、東シナ海における海洋の境界画定の問題をいったん棚上げし議論がすすめられた日中共同開発について、その意義と南シナ海における有用性について論じる。結論としては、共同開発合意は具体化することは非常に困難であるが、2国間の友好関係を示す点で意味を持つとする。また、金永明「『海洋法に関する国際連合条約』と中国の実践」では、国連海洋法条約の中国国内における受容と対外的な実践を紹介する。中国の関連する国内立法に関して詳細な説明がある点で資料的価値がある上、米国等から国連海洋法条約との不一致があると指摘される制度について整理している点が興味深い。

4. 日本が抱える国際法上の問題に関する論考

国際法が国家間の関係を規律する機能を有している以上、日本と隣国韓国との関係は、日本に関する国際法上の問題における重要な位置を占める。そのうち、松井章浩「日韓戦後賠償訴訟における執行免除規則の適用可能性」では、近年の日韓戦後賠償訴訟との関係で執行免除規則が適用される可能性を検討している。個人の裁判を受ける権利に関する近年の論理を援用して裁判権免除を否定したとしても執行免除までもが否定されるかは、日韓戦後賠償訴訟の帰結を想定するためにも重要な論点である。結論として、「現行の国際法」に沿えば判決の強制執行には「障壁が高い」としながらも、韓国が第3国に承認執行を求める、または新たな国内法整備を行う、といった可能性に目を向け、また日本が国際司法裁判所を利用する際に植民支配の不法性に関する論理が影響し得ることまで考慮している。

国際社会における日本と国際法の関係に視点を移すと、捕鯨問題を避けては通れない。日本は国際司法裁判所における裁判で敗訴した後、2019年には国際捕鯨取締条約から脱退して商業捕鯨を再開した。玉田大「国連海洋法条約における商業捕鯨の法的評価」では、今後日本の捕鯨を規律することになる国連海洋法条約上の規則について検討する。具体的には、海産哺乳動物の保存、海洋環境を保護・保全する一般的義務、海洋環境汚染防止、国際裁判といった論点に関する諸条項の文言の解釈について検討し、再開された商業捕鯨が複数の条文に違反する可能性を指摘する。

III. コメント

1. 構成

本書の全体の構成が体系的に説明されている箇所は、本書の中には見られない。「はしがき」において、両教授がこれまでいずれの国際法分野について特に研究され、実務家としても関わってこられたかについて端的に紹介されている。ただし、本書が取り扱う国際法分野はそれら（坂元教授：条約法、人権法、海洋法、国際裁判、国家責任法、国際人道法；薬師寺教授：人権法、国家責任論、海洋法、主権免除、国際社会の構造転換論、管轄権論）にとどまらず、南極・宇宙や、国際機構論、経済法にも及んでいる。『現代国際法の潮流 II』の末尾に掲載される両教授の過去の論考からは、これらの分野に関しても両教授が関心を示されてきたことがわかる。しかしながら、今回寄稿されている各論考と両教授の学問的軌跡の繋がりについての解説があれば、各研究者と両教授との人的つながりについての前提知識のない読者にとってはより丁寧な導入となったであろう。

2. 諸論考から見える「現代国際法の潮流」

本書の「総論」における第1の論考、岩沢雄司「現代国際法の変容とその意義」では、現代国際法の第2次世界大戦後の重要な変化として、国際人権法、国際経済法、国際刑事法など、個人に関わる分野の法の目覚ましい発展、国際法主体としての個人の地位の高まり、国際法の国内適用の重要性の高まり、外交的保護の重要性の低下をあげる。このことは、小畑（2021）が指摘する通り、本書の全論考中の約半数が個人の地位に関連するものであることから示される。

ただし、アジア・日本に関連する個別の収録論考に視点を絞ってみれば、少なくとも海に関する規律にはこれらの視点はほとんど反映されていないことが指摘できる。また、「総論」では触れられていないが、捕鯨に関する玉田による論考や、柴田、西村、繁田による論考が示すとおり、環境保護という価値も、近年の国際法の発展の特徴といえよう。ただし、両教授が「比較的早い時期から国際環境法に関心を持ってきた」一方で、「その発展の現状は決して満足がいくものではない」と評しているとおり（松井ほか，2014：ii-iii）、環境法の発展が「現代国際法の潮流」を形成するには未成熟であることが示唆される。他方で、「海洋」で扱われた小型無人機器や、南極、宇宙、サイバー・セキュリティ、自律型兵器といった主題からは、技術の進歩に対する国際法の応答もまた、近年の国際法研究の潮流として指摘できるだろう。

本書全体によって、現代国際法の軌跡と現行の諸問題が隅々まで描き出されている。両教授が主導してきた、国際法の現代的諸問題に立ち向かう我が国における人的資源のまとまりを示したことが、本書のもう1つの成果といえるだろう。

参考文献

- 小畑郁（2021）「〈書評〉浅田正彦・桐山孝信・徳川信治・西村智朗・樋口一彦編『坂元茂樹・薬師寺公夫両先生古希記念論集 現代国際法の潮流 I・II』」『国際人権』32号，124-126頁。
- 都留康子（2020）「海洋境界画定前の共同開発交渉の意義は何か」浅田正彦・桐山孝信・徳川信治・西村智朗・樋口一彦編『現代国際法の潮流 I』東信堂。
- 松井芳郎・富岡仁・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹・高村ゆかり・西村智朗編（2014）『国際環境条約・資料集』東信堂。